

「一般乗合旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の 審査基準について」の一部改正について

令和 6 年 2 月
国土交通省関東運輸局

I. 背景

現在、一般乗合旅客自動車運送事業の経営を取り巻く環境は非常に厳しく、特に人手不足は深刻な問題となっている。このような状況に対応するため、一般乗合旅客自動車運送事業者においては、道路運送法に基づく認可を受けて、系列子会社等を対象とした事業の譲渡譲受及び法人の合併若しくは分割（以下「譲渡等」という。）による経営統合を行い、路線の維持・確保や事業の継続を図っているところであり、経営統合前後で事業計画が概ね同一である譲渡等は、事業規模の拡大とは解釈しないこととするなど、路線の維持・確保や事業の継続のため、所要の改正を行う。

II. 改正概要

平成 13 年 12 月 27 日付け関東運輸局長及び管内各運輸支局長連名による公示「一般乗合旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の審査基準について」の「3. 事業の譲渡及び譲受の認可（法第 36 条第 1 項）」及び「4. 合併、分割又は相続の認可（法第 36 条第 2 項又は法第 37 条第 1 項）」について、以下の場合に限って法令遵守要件の一部を適用しないこととする。

- ・ 同一事業者とみなせる系列子会社等を譲渡譲受又は合併若しくは分割により経営統合する場合であって、経営統合前後で事業計画が概ね同一であり事業規模の拡大とは解釈されない場合

（適用しない法令遵守要件）

- （二）自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の違反により申請日前 2 年間及び申請日以降に営業の停止命令、承認の取消し又は営業の廃止命令の処分を受けた者ではないこと。
- （ホ）法、貨物自動車運送事業法及びタクシー業務適正化特別措置法等の違反により、輸送の安全の確保、公衆の利便を阻害する行為の禁止、公共の福祉を阻害している事実等に関し、改善命令等を受けた場合にあつては、申請日前にその命令された事項が改善されていること。
- （ヘ）申請日前 1 年間及び申請日以降に自らの責に帰する重大事故を発生させていないこと。
- （ト）申請日前 1 年間及び申請日以降に特に悪質と認められる道路交通法の違反（酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検（無保険）運行及び救護義務違反（ひき逃げ）等）がないこと。
- （チ）申請日前 1 年間及び申請日以降に放置行為、最高速度違反行為又は過労運転による道路交通法第 75 条の 2 第 1 項に基づき公安委員会から自動車使用制限命令を受けた者ではないこと。

(リ) 旅客自動車運送事業等報告規則（昭和 39 年運輸省令第 21 号）、貨物自動車運送事業報告規則（平成 2 年運輸省令第 33 号）、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 12 年運輸省・建設省令第 9 号）及び自動車事故報告規則に基づく各種報告書の提出を適切に行っていること。

Ⅲ. 今後のスケジュール（予定）

公布・施行：令和 6 年 3 月